ＡＰＩサービスに関する規定の一部改正

新	旧

新

API サービスに関する規定目次

番号	内　容
1	API 連携サービス利用規定
2	JA サービス ID 利用規定
3	JA バンクアプリ利用規定
4	JA バンクアプリ　アプリケーション・プライバシーポリシー
5	Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定
6	即時口座振替サービス利用規定
7	通帳レス口座利用規定

旧

API サービスに関する規定目次

番号	内　容
1	API 連携サービス利用規定
2	JA サービス ID 利用規定
3	JA バンクアプリ利用規定
4	JA バンクアプリ　アプリケーション・プライバシーポリシー
5	Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定
6	即時口座振替サービス利用規定
（追加）	（追加）

新	旧
JA サービス ID 利用規定 （2022 年 11 月 29 日実施） （省略） 第１条（定義） 本規定上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。 （１）JA バンク JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。 （２）JA サービス ID JA バンクは、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客さまを対象に、「JA サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「JA サービス ID」とは、JA バンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 （以下略）	JA サービス ID 利用規定 （2019 年 12 月 2 日実施） （省略） 第１条（定義） 本規定上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。 （１）JA バンク JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。 （２）JA サービス ID JA バンクは、JA バンクのキャッシュカード（追加）を保有するお客さまを対象に、「JA サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「JA サービス ID」とは、JA バンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 （以下略）

新	旧
JA バンクアプリ利用規定 （2022 年 11 月 29 日実施） （省略） 第２条（本アプリの概要） 本アプリが提供する主なサービスは以下のとおりです。 （中略） （５）PayB（ペイビー） PayB サービスの開発および運営を行っているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下「加盟企業」といいます。）の発行した払込票・請求書等（以下「払込票等」といいます。）について、当該払込票等に印字された請求情報を確認のうえ、本アプリ所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した決済口座より、当該請求金額を支払うことができるサービスです。JA バンクは、お客さまのために、当該支払手段にかかる手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。JA バンクは、PayB サービスをお客さまに提供するために、ビリングシステム株式会社から提供された情報に基づき本アプリへサービスを実装しています。 （６）通帳レス口座 通帳等の発行に代えて本アプリにより貯金口座の残高・入出金明細のご確認等がいただけます。 （７）JA バンクの商品またはサービスに関する情報配信 本アプリを通じて、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関する情報配信（登録いただいたメールアドレスあての E メール配信を含む。）を行うことがあります。あらかじめご了承ください。 （８）各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク等 本アプリから、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関するウェブサイトやアプリ等へ遷移することができます。 第３条（利用対象者） 本アプリをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつ JA バンクが当該登録を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。 （以下略）	JA バンクアプリ利用規定 （2022 年 4 月 19 日実施） （省略） 第２条（本アプリの概要） 本アプリが提供する主なサービスは以下のとおりです。 （中略） （５）PayB（ペイビー） PayB サービスの開発および運営を行っているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下「加盟企業」といいます。）の発行した払込票・請求書等（以下「払込票等」といいます。）について、当該払込票等に印字された請求情報を確認のうえ、本アプリ所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した決済口座より、当該請求金額を支払うことができるサービスです。JA バンクは、お客さまのために、当該支払手段にかかる手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。JA バンクは、PayB サービスをお客さまに提供するために、ビリングシステム株式会社から提供された情報に基づき本アプリへサービスを実装しています。 （追加） （追加） （６）JA バンクの商品またはサービスに関する情報配信 本アプリを通じて、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関する情報配信（登録いただいたメールアドレスあての E メール配信を含む。）を行うことがあります。あらかじめご了承ください。 （７）各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク等 本アプリから、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関するウェブサイトやアプリ等へ遷移することができます。 第３条（利用対象者） 本アプリをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカード（追加）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつ JA バンクが当該登録を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。 （以下略）

新	旧
Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定 （2022 年 11 月 29 日実施） （省略） 第１条（用語の定義） １　ＪＡバンク 　ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 　以下の条文中の「ＪＡバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連を指します。 ２　ＪＡサービス ID 　ＪＡバンクは、ＪＡバンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客様を対象に、「ＪＡサービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「ＪＡサービス ID」とは、ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 ３　API 　Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 （以下略）	Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定 （2021 年 9 月 15 日実施） （省略） 第１条（用語の定義） １　ＪＡバンク 　ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 　以下の条文中の「ＪＡバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連を指します。 ２　ＪＡサービス ID 　ＪＡバンクは、ＪＡバンクのキャッシュカード（追加）を保有するお客様を対象に、「ＪＡサービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「ＪＡサービス ID」とは、ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 ３　API 　Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 （以下略）

新	旧
即時口座振替サービス利用規定 （2022 年 11 月 29 日実施） （省略） 第１条（用語の定義） 1　ＪＡバンク 　ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 　以下の条文中の「ＪＡバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連を指します。 2　ＪＡサービス ID 　ＪＡバンクは、ＪＡバンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客さまを対象に、「ＪＡサービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「ＪＡサービス ID」とは、ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 3　API 　Application Programming Interface　の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 （中略） 第 19 条(通知等の連絡先) 　ＪＡバンクはお客様に対し、申込内容について通知･照会･確認（ショートメッセージ（ＳＭＳ）の送信を含みます。）をすることがあります。その場合、お客様が予めＪＡバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします（なお、フリーダイヤル等一部ご利用いただけない電話番号があります）。ＪＡバンクが本連絡先にあてて通知･照会･確認を発信･発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。ＪＡバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。 （以下略）	即時口座振替サービス利用規定 （2021 年 9 月 15 日実施） （省略） 第１条（用語の定義） 1　ＪＡバンク 　ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 　以下の条文中の「ＪＡバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対しＪＡサービス ID を発行している法人であるＪＡ（農協）またはＪＡ信農連を指します。 2　ＪＡサービス ID 　ＪＡバンクは、ＪＡバンクのキャッシュカード（追加）を保有するお客さまを対象に、「ＪＡサービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「ＪＡサービス ID」とは、ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 3　API 　Application Programming Interface　の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 （中略） 第 19 条(通知等の連絡先) 　ＪＡバンクはお客様に対し、申込内容について通知･照会･確認（ショートメッセージ（ＳＭＳ）の送信を含みます。）をすることがあります。その場合、お客様が予めＪＡバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします（追加）。ＪＡバンクが本連絡先にあてて通知･照会･確認を発信･発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。ＪＡバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。 （以下略）

新	旧
通帳レス口座利用規定 （2022 年 11 月 29 日実施） 通帳レス口座利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）における「通帳レス口座サービス」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。 第１条（概要） （１）本サービスは、通帳等の発行に代えて本アプリにより本規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービスをいいます。 （２）本サービスにおいては通帳等を発行しません。また本サービスをご利用になる貯金口座においてはキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）の発行が必須となります。 （３）JA バンクとは、JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客さまと直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。 第２条（利用対象者） 本サービスをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用申込を行い、かつ JA バンクが当該申込を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。また、本サービスは、本アプリのご利用を前提とします。 第３条（利用申込、継続） （１）お客さまは、JA バンク所定の方法により本サービスの利用をお申込み・継続いただくことができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込み・継続いただくことができません。 ①本アプリをご利用いただかない場合。 ②本サービスをご利用になる貯金口座においてキャッシュカードを発行していない場合。 ③本サービスをご利用になる貯金口座において JA バンク所定の貯金商品・特約（「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」「成年後見支援貯金に関する特約」等）・サービスをご利用の場合。 ④その他 JA バンクが定める事項に該当する場合。 （２）本サービスをご利用になる場合、当該貯金口座の通帳等は本サービスに変更した時点でご使用いただけなくなりますので、ご注意ください。 （３）変更時点で通帳等に記帳されていない入出金の明細は通帳等に記帳いたしません。 第４条（対象取引、取引方法） （１）本サービスによる対象取引は、JA バンク所定の取引とします。 （２）本サービスにおいては、CD（現金自動支払機）および ATM（現金自動預入払出兼用機）における入出金等のお取引はキャッシュカードによりご利用いただきます。店頭含め、通帳等を用いた各種お取引はご利用いただけず、また各種お取引において通帳等をご利用になることはできません。	（新設）

新	旧
（３）本サービスをご利用中の貯金口座における CD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入払出兼用機）および店頭等でのお取引は、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。 第５条（入出金明細） （１）本サービスにおける「入出金明細照会」の照会期間は、JA バンク所定の期間とします。 （２）本サービスから有通帳口座への切替を行った場合、本アプリでの入出金明細照会の照会期間は、JA バンク所定の照会期間に戻ります。 第６条（貯金の受入れ） 本サービスをご利用中の貯金口座に現金等を店頭で受入れる際は、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。 第７条（貯金の払戻し） 本サービスをご利用中の貯金口座から貯金を店頭で払戻しする際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。 第８条（貯金の解約） 本サービスをご利用中の貯金口座を解約する際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。 第９条（有通帳口座への切替） （１）本サービスから有通帳口座への切替を行う際は、店頭において JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。 （２）JA バンク所定の貯金商品・特約・サービスによっては、当該口座解約および新規口座開設での対応となる場合があります。この際、口座番号が変更となる場合があります。 第 10 条（本規定の変更） （１）JA バンクは、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の内容について、JA バンク所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 第 11 条（関係規定の適用・準用） （１）本規定に定めのない事項については、JA バンクとお客さまとの間で適用される各種規定（各種貯金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、各種サービスに関する規定、およびこれらに付随する特約等）により取り扱います。これらの規定と本規定との間に差異があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。 （２）本サービスを利用する貯金口座については、各種規定等において定める事項のうち休眠預金等活用法に係る異動事由に関し、通帳等が必要となる取引（発行・記帳・繰越）を除くものとします。また、有通帳口座から本サービスへの切替が行われた場合は、休眠預金等活用法に係る異動事由として取り扱います。 以上	（新設）